

第 1 6 号議案

亀岡市放課後児童健全育成事業の実施に関する条例の
一部を改正する条例の制定について

亀岡市放課後児童健全育成事業の実施に関する条例（平成 2 1 年
亀岡市条例第 3 4 号）の一部を改正する条例を次のように制定する
ものとする。

平成 2 6 年 1 1 月 2 7 日提出

亀 岡 市 長 栗 山 正 隆

亀岡市放課後児童健全育成事業の実施に
関する条例の一部を改正する条例

亀岡市放課後児童健全育成事業の実施に関する条例（平成 2 1 年
亀岡市条例第 3 4 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「保護者の就労等による放課後の家庭保育が欠ける」を
「保護者が就労等により昼間家庭にいない」に改める。

第 3 条中「第 1 学年から第 3 学年までの」を削る。

第 4 条第 1 項第 5 号中「及びその他の理由で小学校が休校の日」
を削り、同条第 2 項ただし書中「及び学年末休業日にあつては、午
前 8 時 3 0 分」を「、学年末休業日及び開設する小学校が休校の日
にあつては、午前 8 時」に改める。

第 7 条第 1 項中「別表」を「別表第 1 又は別表第 2」に改め、同
項に次のただし書を加える。

ただし、同一世帯において別表第 1 及び別表第 2 を適用する児
童がいる場合は、別表第 2 を適用する児童について別表第 2 の同

一世帯から2人以上入会している場合の左以外の児童（第2子以降）の額を適用するものとする。

第7条第2項中「別表」を「別表第1及び別表第2」に改める。

別表を別表第1とし、同表を次のように改める。

別表第1（第7条関係）

区分 年間を通じて入会する児童	5月、6月、9月、10月、11月、12月、1月、2月		4月、7月、3月		8月	
	1人入会の場合及び同一世帯から2人以上入会している場合の最年長児童（第1子）	同一世帯から2人以上入会している場合の左以外の児童（第2子以降）	1人入会の場合及び同一世帯から2人以上入会している場合の最年長児童（第1子）	同一世帯から2人以上入会している場合の左以外の児童（第2子以降）	1人入会の場合及び同一世帯から2人以上入会している場合の最年長児童（第1子）	同一世帯から2人以上入会している場合の左以外の児童（第2子以降）
	5,000円	2,500円	6,000円	3,000円	8,000円	4,000円
負担金は月額とする。なお、生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による被保護世帯及び前年度分の市民税非課税世帯については課さない。						

別表第1の次に次の1表を加える。

別表第2（第7条関係）

区分 小学校の学年始休業日、夏季休業日、冬季休業日及び学年末休業日のみ入会する児童	学年始休業日（4月）		夏季休業日（7月）		夏季休業日（8月）	
	1人入会の場合及び同一世帯から2人以上入会している場合の最年長児童（第1子）	同一世帯から2人以上入会している場合の左以外の児童（第2子以降）	1人入会の場合及び同一世帯から2人以上入会している場合の最年長児童（第1子）	同一世帯から2人以上入会している場合の左以外の児童（第2子以降）	1人入会の場合及び同一世帯から2人以上入会している場合の最年長児童（第1子）	同一世帯から2人以上入会している場合の左以外の児童（第2子以降）
	2,400円	1,200円	3,700円	1,850円	8,000円	4,000円
	冬季休業日（12月）		冬季休業日（1月）		学年末休業日（3月）	
1人入会の場合及び同一世帯から2人以上入会している場合の最年長児童（第1子）	同一世帯から2人以上入会している場合の左以外の児童（第2子以降）	1人入会の場合及び同一世帯から2人以上入会している場合の最年長児童（第1子）	同一世帯から2人以上入会している場合の左以外の児童（第2子以降）	1人入会の場合及び同一世帯から2人以上入会している場合の最年長児童（第1子）	同一世帯から2人以上入会している場合の左以外の児童（第2子以降）	
1,800円	900円	500円	250円	2,600円	1,300円	
負担金は当該期間中の額とする。なお、生活保護法の規定による被保護世帯及び前年度分の市民税非課税世帯については課さない。						

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(対象児童に関する経過措置)

2 第3条に定める亀岡市立小学校に在学する児童については、この条例の施行の日から当分の間、亀岡市立小学校に在学する第1学年から第4学年までの児童とし、第4学年の児童については、小学校の学年始休業日、夏季休業日、冬季休業日及び学年末休業日のみの入会とする。

亀岡市放課後児童健全育成事業の実施に
関する条例の一部を改正する条例案要綱

- 1 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律における児童福祉法の一部改正に伴い、放課後児童健全育成事業の対象児童を改めること。
- 2 小学校の学年始休業日、夏季休業日、冬季休業日及び学年末休業日のみ入会する児童の区分を設け、当該期間中の負担金を定めること。
- 3 この条例の施行に関し、必要な経過措置を定めること。
- 4 その他所要の規定整備を図ること。
- 5 この条例は、平成27年4月1日から施行すること。